

平成 28 年 5 月 31 日

農林水産省 経営局長  
奥原 正明 殿

公益社団法人日本農業法人協会  
会長 藤岡 茂憲

## 平成 28 年熊本地震に対する要望 第 2 弾

平成 28 年熊本地震から早期に復興し、我々農業法人を含め農業者がもう一度希望を持って農業経営が行えるよう、4 月 26 日に提出した緊急要望に続く第 2 弾として、東日本大震災復興事業を参考に下記の通り要望いたします。

### 記

#### 1 「創造的な復興」のための施設復旧に対する柔軟な対応について

我々農業法人は、自然という不安定な環境に立ち向かいながら、国民に食料を安定的に供給するという責任を担っている。このたびの地震では、その想定をはるかに超える被害を受けたことで、今後の事業展開に不安や焦りを感じている経営者も少なくない。経営者のモチベーションを損なうことなく早急な復旧・復興のためには、これまでの英知を結集した新しい概念や最新鋭の施設・機械等の導入など、思い切った投資を行うための支援が求められている。

現在、補助事業を利用し施設の復旧を行う場合、従前の規模・仕様までは対象とされ、規模拡大部分や仕様水準を変更する場合は自己負担での対応となっている。しかしながら、今後の大規模地震等の発生可能性を想定すると、耐久性の高い施設の建設は必然と言える。このことから、施設復旧に対する助成については、耐久性の向上等今後の大規模地震発生に備える部分についても補助事業の対象として対応すること。

#### 2 地方自治体が建設した農業用施設の担い手への貸付・譲渡について

地方自治体が農業用施設を建設し、農業者が賃料を支払い利用する取組みは、福島県南相馬市等（復興交付金を活用）で実際に行われている。農業者は初期投資が不要であるため事業着手しやすく、事業復興に対する取組み不安を大きく軽減できる。経営悪化時には別の農業経営体に移譲すればよく、農業用施設としての流動性に優れている。なお、償却期間が経過した場合には、施設は利用農業者に譲渡されることから、その後は農業者が自身の経営に合わせて利用することが可能である。このことから、被災した農業者の前向きな取組みができるよう、地方自治体による農業用施設の建設と担い手への貸付・譲渡ができる事業を推進すること。

#### 3 各種支援情報の広報・周知体制整備について

既に支援対策事業が公表され、支援対策事業等の情報は法人協会会員等の担い手に広く行き渡っているが、今後も被災した担い手に国等の支援対策事業情報が広く行き渡るよう、担い手と国等行政を繋ぐ職員を配置するなどの体制を整備・強化し、積極的かつ継続的に情報提供を行うこと。

以上